

よくある質問

【問】住居確保給付金はどんな制度ですか？

【答】 離職や自営業の廃業、やむを得ない休業等で経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に、一定期間、家賃相当額*を市から不動産業者等に支給する制度です。制度利用のためには、就職に向けた活動をするなどが条件になります。詳しくは住居確保給付金のしおりを参照してください。

※共益費、管理費等は除く。上限額あり。

【問】どんな人が住居確保給付金を受けられますか？

【答】 生計中心者で離職や自営業の廃止から2年以内の方、もしくはやむを得ない休業等により経済的に困窮している方が対象です。世帯の収入と金融資産が一定額以下であること、受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行うことなどの要件があります。詳しくは住居確保給付金のしおりを参照してください。

【問】フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の場合は対象になりますか？

【答】 求職活動を行う必要はありますが、対象になります。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持する形などで経済的自立を支援しますのでご相談ください。

【問】学生は対象になりますか？

【答】 学生は一般的には、支給要件である「主たる生計維持者であること」や「常用就職の意欲がある者」に該当しないと考えられます。ただし、状況によっては対象となる場合もありますのでご相談ください。

【問】外国人は対象になりますか？

【答】 国籍の要件はなく、日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、対象になります。

【問】店舗兼住宅の家賃は対象になりますか？

【答】 契約書に店舗分と居住分が区分され、記載されていればその部分が対象となります。記載がない場合は、面積按分等を行い居住分を算出することになります。

【問】住居確保給付金を住宅ローンの支払いにあてることはできますか？

【答】 住居確保給付金は、賃貸借契約を結び、賃貸住宅に住む際の家賃を支給する制度のため、住宅ローンの支払いにあてることはできません。

【問】支給額を決定するための「収入」には、何が含まれますか？

【答】 就労収入、公的給付、親族等からの継続的な仕送り等が収入になります。就労収入は、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費を除く）が収入になります。公的給付は、定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童手当、児童扶養手当等の各種手当、公的年金等です。

【問】家賃が上限額を超えています、その場合はどうなりますか？

【答】 収入要件や求職活動要件等を満たしていれば、住居確保給付金の該当になりますが、家賃と支給額の差額はご自身でお支払いいただくこととなります。

【問】離職や収入減少を証明する書類がありません。どうしたら良いですか？

【答】 「離職状況等に関する申立書」または「就業機会の減少に関する申立書」に状況を記入し提出してください。状況に応じて、離職先の雇い主に連絡し確認を取ることもあります。

【問】住居確保給付金の支給開始月は、いつからになりますか？

【答】 原則、申請した月に支払う家賃相当分から支給開始となります。

【問】仕事が決まりました。住居確保給付金はいつまで支給されますか？

【答】 常用就職し、かつ就労収入が収入基準額を超えた場合、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。

【問】収入が収入基準額を超えた場合以外で、住居確保給付金が中止になることはありますか？

【答】 誠実かつ熱心に就職活動を行わなかった場合、収入の報告を怠った場合、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合等には中止になります。